

第 1 章

權利能力・意思能力・行為能力

テーマ	重要度
第1 権利能力・意思能力	C
第2 行為能力	B
第3 未成年者	B
第4 成年被後見人	B
第5 被保佐人	C
第6 被補助人	C
第7 制限行為能力者の保護	B

第1 権利能力・意思能力

1 はじめに

(1) 民法とは

権利関係では、民法を中心に行なっていきます。民法は、わたしたちが物を買ったり借りたりするような取引や、事故にあったり、誰かが亡くなったりしたときの解決方法など、社会生活全般にわたったルールを定めた法律です。取引などによって取得するものを権利といい、その裏返しとして、負担するものを義務といいます。

第1章では、取引に参加して、権利義務を取得することができる主体について学習をしていきます。

(2) 民法で使われる用語

民法を学習するに当たっては、独特の用語に慣れが必要があります。

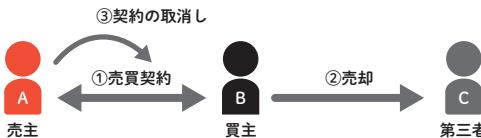
頻繁に出てくる重要な用語として、以下のものがあります。

善意・悪意	知っていることを悪意、知らないことを善意といいます。
故意・過失	故意は「わざと」、過失は「落ち度があって」と意味です。 たとえば、重過失は、重い落ち度があるという意味です。
第三者	当事者及びその相続人以外の者をいいます。当事者とは、たとえば、売買契約なら、買主と売主のことをいいます。
対抗できる	自分以外の相手方に主張できることをいいます。
無効・取消し	無効は初めから無効であること、取消しは取り消さなければ有効ですが、取消しをすると、当初から無効だったことになります。
要件・効果	権利や義務が発生するための条件を要件といい、発生した権利や義務を効果といいます。

2 第三者との関係

では、Aさんが契約を取り消す前に、BさんがCさんにこの土地を売却していた場合、AさんはCさんに対して土地を返せと主張できるでしょうか。

[取消し前の第三者]



(1) 詐欺の場合

土地を買う時にCさんが詐欺の事情について善意で、かつ過失がない（善意無過失の）場合、AさんはCさんに対して詐欺取消しを対抗し、土地を返せと主張することができません。これは、詐欺による被害を受けたAさん（表意者）を保護する必要がある一方で、土地を買い受けたCさん（第三者）を保護する必要があり、両者のバランスを調整するためです。



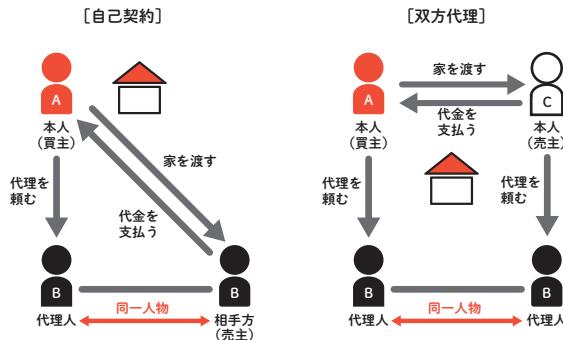
Cさんが仮に取り消した後でBさんから売却を受けた場合には、物権変動の章で取り扱います。

(2) 強迫の場合

一方で、土地を買う時にCさんが強迫の事情について知っていたか否かにかかわらず、AさんはCさんに対して強迫による取消しを対抗し、土地を返せと主張することができます。なぜなら、おどされて契約を結んだAさんを保護する必要性が非常に高いからです。

これに対し、法定代理権の範囲は、法律によって決められています。

(3) 自己契約・双方代理の禁止



ア 原則

代理人が相手方となって契約することを自己契約といいます。また、代理人が相手方の代理人にもなることを双方代理といいます。

自己契約・双方代理が行われた場合、原則として、無権代理として取り扱われることとなります（民法108条1項本文）。これは、本人の有利になるように相手方と交渉するのが代理人の仕事なのに、そういうことが期待できる状況ではないからです。

イ 例外

ただし、本人に不利益がないのであれば、自己契約や双方代理を禁止する必要はありません。そこで、①債務を履行する場合や、②本人があらかじめ許諾（あるいは、追認）をした場合には、③登記申請行為などの本人の利益が害されるおそれがない場合には、有効な代理行為となります（民法108条1項ただし書）。